

【(一社)日本工作会工業会所属会員企業のみ閲覧可能】



2021年度  
知的財産調査専門委員会 活動報告

知的財産教育に関するアンケート結果報告

令和4年3月16日

知的財産調査専門委員会 委員  
廣末 充浩 (ホーコス株式会社)

【(一社)日本工作会工業会所属会員企業のみ閲覧可能】

問1. 貴社社内における知的財産担当者（知財の専任者または知財以外の業務との兼任者）の有無について（P.2～P.3）

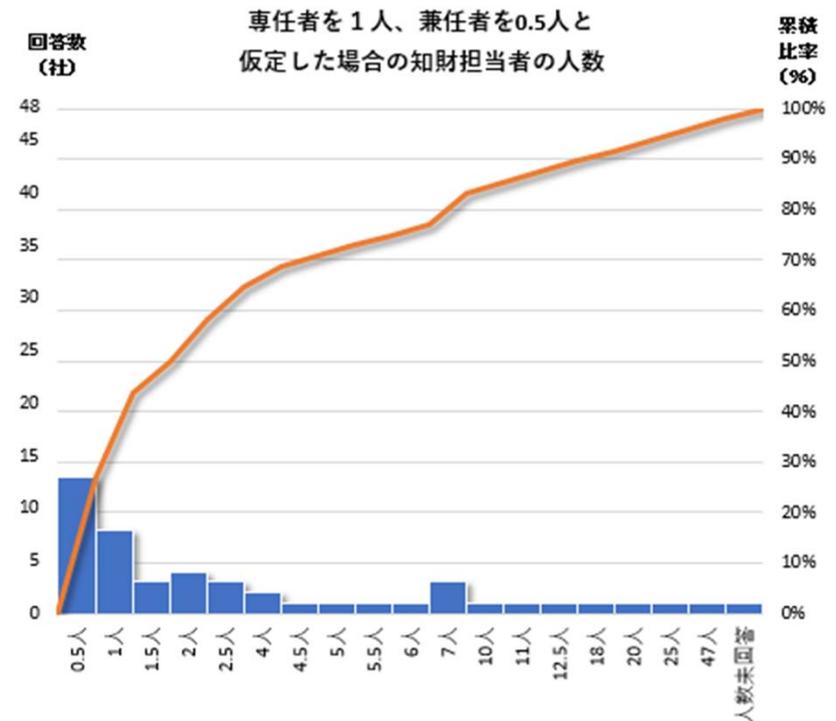
答1—1. 知的財産担当者（知財の専任者または知財以外の業務との兼任者）の有無について

No.	知財担当者の有無	回答数
1	専任者・兼任者が両方いる	7
2	専任者のみいる	15
3	兼任者のみいる	26
4	知財担当者はいない	7
	合計	55

【(一社)日本工作会工業会所属会員企業のみ閲覧可能】

問1. 貴社社内における知的財産担当者（知財の専任者または知財以外の業務との兼任者）の有無について

答1 - 2. 専任者を1人、兼任者を0.5人と仮定した場合の知財担当者の人数（48社）



【(一社)日本工作会工業会所属会員企業のみ閲覧可能】

問1. 貴社社内における知的財産担当者（知財の専任者または知財以外の業務との兼任者）の有無について

知的財産担当者があると回答した企業は、専任者、兼任者を合わせて48社（87%）であることより、知的財産の必要性を認識している。2016年の日工会技術委員会向け知的財産に関するアンケート結果では38社（83%）であったことより、4%増加している。

しかし、兼任者のみが26社（47%）であり、また専任者を1人、兼任者を0.5人と仮定した場合の知的財産担当者は1.5人以下と回答した企業が24社（50%）であることより、半数の企業では多くの人材を知的財産の担当に充てられていない。

【(一社)日本工作会工業会所属会員企業のみ閲覧可能】

問2. 特許・実用新案の実務に係る専任者（専任スタッフ）と兼任者（特許・実案と意匠・商標・事務担当等を兼任するスタッフ）の有無について（P.4～P.7）

答2-1. 特許・実用新案の実務に係る専任者（専任スタッフ）と兼任者（特許・実案と意匠・商標・事務担当等を兼任するスタッフ）の有無

No.	特・実の専任者と兼任者の有無	回答数
1	特許・実用新案の専任者・兼任者両方がいる	6
2	特許・実用新案の専任者のみがいる	12
3	特許・実用新案の兼任者のみがいる	30
	合計	48

【(一社)日本工作会工業会所属会員企業のみ閲覧可能】

問2. 特許・実用新案の実務に係る専任者（専任スタッフ）と兼任者（特許・実案と意匠・商標・事務担当等を兼任するスタッフ）の有無について

答2-2. 「特許・実用新案の専任者・兼任者が両方いる」に該当する企業の、特許・実用新案の専任者および（兼業割合を考慮した）兼任者の人数

No.	特・実の専任者・兼任者の人数	回答数	回答企業の知財担当者構成
1	2.9 人	1	・専 2名/兼 8名 (1社)
2	3.6 人	1	・専 4名/兼 1名 (1社)
3	3.7 人	1	・専 5名/兼 1名 (1社)
4	8.9 人	1	・専 8名/兼 9名 (1社)
5	12.8 人	1	・専 25名 (1社)
6	31.5 人	1	・専 47名 (1社)
	合 計	6	

【(一社)日本工作会工業会所属会員企業のみ閲覧可能】

問2. 特許・実用新案の実務に係る専任者（専任スタッフ）と兼任者（特許・実案と意匠・商標・事務担当等を兼任するスタッフ）の有無について

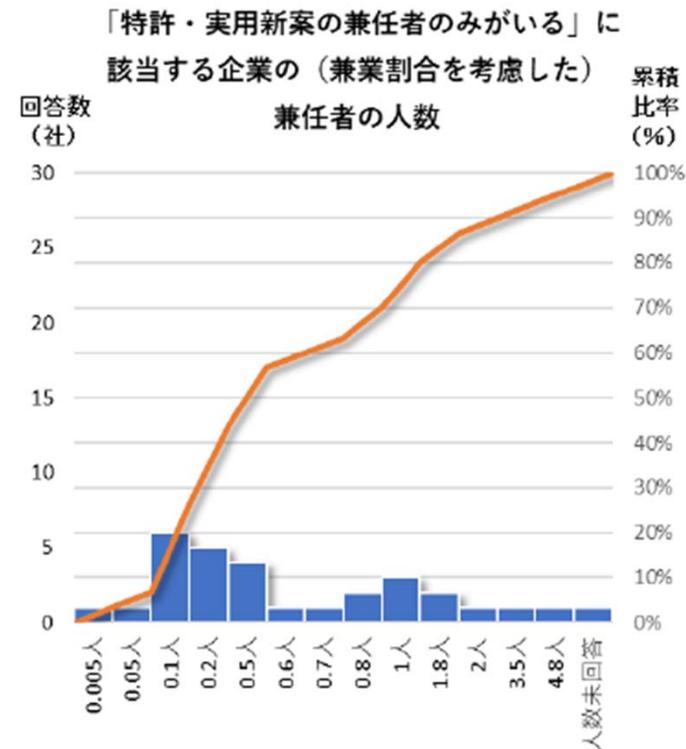
答2-3. 「特許・実用新案の専任者のみがいる」に該当する企業の、特許・実用新案専任者の人数

No.	特・実専任者の人数	回答数	回答企業の知財担当者構成
1	1人	2	・専1名(1社)・専18名/兼4名(1社)
2	2人	3	・専2名(2社)・専2名/兼1名(1社)
3	3人	1	・専1名/兼3名(1社)
4	4人	1	・専7名(1社)
5	5人	1	・専7名(1社)
6	6人	1	・専10名(1社)
7	7人	1	・専7名(1社)
8	10人	1	・専18名(1社)
9	人数未回答	1	・人数未回答(1社)
	合計	12	

【(一社)日本工作会工業会所属会員企業のみ閲覧可能】

問2. 特許・実用新案の実務に係る専任者（専任スタッフ）と兼任者（特許・実案と意匠・商標・事務担当等を兼任するスタッフ）の有無について

答2-4. 答2-1で「特許・実用新案の兼任者のみがいる」に該当する企業の、特許・実用新案の（兼業割合を考慮した）兼任者の人数

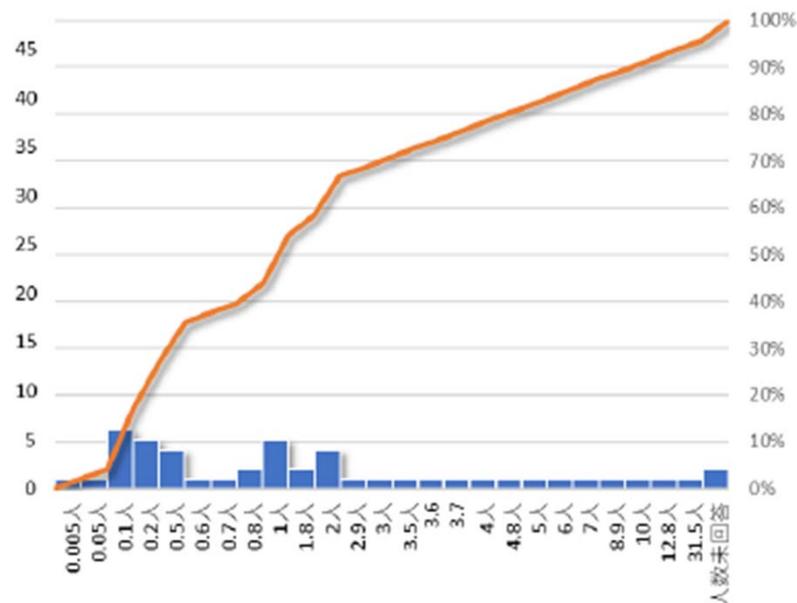


【(一社)日本工作会工業会所属会員企業のみ閲覧可能】

問2. 特許・実用新案の実務に係る専任者（専任スタッフ）と兼任者（特許・実案と意匠・商標・事務担当等を兼任するスタッフ）の有無について

答2-5. 答2-2～答2-4の結果を基にした、特許・実用新案の専任者および（兼業割合を考慮した）兼任者の人数の合計

答2-2～答2-4の結果を基にした、  
特許・実用新案の専任者および  
（兼業割合を考慮した）兼任者の人数の合計



【(一社)日本工作会工業会所属会員企業のみ閲覧可能】

問2. 特許・実用新案の実務に係る専任者（専任スタッフ）と兼任者（特許・実案と意匠・商標・事務担当等を兼任するスタッフ）の有無について

特許・実用新案専任者がいると回答した企業は18社（38%）であることより、特許・実用新案の重要性を認識している。

しかし兼任割合を考慮した特許・実用新案担当者が2人未満と回答した企業が28社（58%）であることより、半数以上の企業では多くの人材を特許・実用新案の担当に充てられていない。

【(一社)日本工作会工業会所属会員企業のみ閲覧可能】

問3. 貴社知的財産担当者の、特許・実用新案にかかわる発明の発掘から出願完了までにおける役割（基本的なスタンス）について

答3-1. 発明の発掘における知的財産担当者の役割（基本的なスタンス）について

No.	発明の発掘について	回答数
1	知的財産担当者が積極的に発明者に対してアプローチして発明を発掘している	15
2	発明者からの発明提案を待っている	25
3	その他	8
合 計		48

発明者からの発明提案を待っていると回答した企業は25社（52%）である。知的財産担当者の人数にも起因するが、知的財産担当者が発明の発掘に係れるように、業務の取り組み方などを見直すことも考慮されたい。

【(一社)日本工作会工業会所属会員企業のみ閲覧可能】

問3. 貴社知的財産担当者の、特許・実用新案にかかわる発明の発掘から出願完了までにおける役割（基本的なスタンス）について（P.8～P.11）

答3-2. 先行技術調査における知的財産担当者の責任度合

No.	先行技術調査の責任度合	回答数
1	責任は知的財産担当者のほうが大きい	20
2	責任は発明者のほうが大きい	7
3	責任は知的財産担当者と発明者は同じである	9
4	責任は外部（調査委託業者など）である	8
5	その他	4
	合計	48

先行技術調査の責任は発明者のほうが大きいと回答した企業は7社（14%）である。知的財産担当者の人数にも起因するが、知的財産担当者が先行技術調査の責任を負えるよう発明技術の理解度アップや先行文献の検索スキルの向上、特許請求の範囲の正しい理解など取り組むべき課題がある。

【(一社)日本工作会工業会所属会員企業のみ閲覧可能】

問3. 貴社知的財産担当者の、特許・実用新案にかかわる発明の発掘から出願完了までにおける役割（基本的なスタンス）について

答3-3. 弁理士への説明資料作成の責任度合について

No.	弁理士への説明資料作成の責任度合	回答数
1	責任は知的財産担当者のほうが大きい	13
2	責任は発明者のほうが大きい	25
3	責任は知的財産担当者と発明者は同じである	10
4	その他	0
	合 計	48

【(一社)日本工作会工業会所属会員企業のみ閲覧可能】

問3. 貴社知的財産担当者の、特許・実用新案にかかわる発明の発掘から出願完了までにおける役割（基本的なスタンス）について

答3-4. 明細書の原稿チェックの責任度合について

No.	明細書の原稿チェックの責任度合	回答数
1	責任は知的財産担当者のほうが大きい	17
2	責任は発明者のほうが大きい	18
3	責任は知的財産担当者と発明者は同じである	13
4	その他	0
	合 計	48

【(一社)日本工作会工業会所属会員企業のみ閲覧可能】

問4. 貴社における特許と実用新案の合計年間出願件数（ただし、第一国出願のみの件数とし、他国への出願件数は含まない件数）について（P.12～P.13）

答4 - 1. 特許と実用新案の年間出願件数（第一出願国のみの件数）

No.	特許・実用新案の年間出願件数 (第一出願国のみの件数)	回答数
1	0件	7
2	1～5件	24
3	6～10件	7
4	11～20件	3
5	21～50件	4
6	51～100件	2
7	101件以上	7
8	件数未回答	1
合 計		55

第一出願国のみの特許・実用新案の年間出願件数が1～5件と回答した企業は24社（43%）と圧倒的多数である。次いで、0件、6～10件、101件以上と回答した企業は各7社（13%）である。2016年のアンケート結果でも1位は1～5件と回答した企業21社（46%）であり、傾向は変わらない。なお、6～10件と回答した企業は4社（9%）、101件以上と回答した企業は0社（0%）であり、2021年のアンケート結果では多く出願する企業が増加している。

【(一社)日本工作会工業会所属会員企業のみ閲覧可能】

問4. 貴社における特許と実用新案の合計年間出願件数（ただし、第一国出願のみの件数とし、他国への出願件数は含まない件数）について

答4-2. 答2-5の「特許・実用新案の専任者および（兼業割合を考慮した）兼任者の人数」と、答4-1の「特許・実用新案の年間出願件数（第一出願国のみの件数）」との分布表

特許・実用新案の専任者および （兼業割合を考慮した）兼任者の 人数	特許・実用新案の年間出願件数								合計
	0 件	1~5 件	6~10 件	11~20 件	21~50 件	51~100 件	101 件以上	件数 未回答	
~0.5人	2	11	2		1		1		17
0.6~1人		4	3	1		1			9
1.1~3人		6		1	1				8
3.1~5人			1	1	1		2	1	6
5.1~10人						1	3		4
10.1人~							2		2
人数未回答		1			1				2
合計	2	22	6	3	4	2	8	1	48

【(一社)日本工作会工業会所属会員企業のみ閲覧可能】

問5. 貴社社内における知的財産に関わる教育の実施状況について (P.14)

答5. 知的財産に関わる教育の実施状況について

No.	知的財産に関わる教育の実施状況	回答数
1	知的財産に関わる教育を実施している	34
2	知的財産に関わる教育を実施していない	21
	合 計	55

知的財産に関わる教育を実施していないと回答した企業は21社（38%）であり、知財教育が普及していない。

本アンケート報告書にて後述する **答7. 知的財産教育の各対象者に実施している教育内容（目的・内容・頻度）**や**【添付資料】知的財産教育に関する参考資料（WEBサイト）**について をご参考に知的財産に関わる教育の実施をご検討いただきたい。

【(一社)日本工作会工業会所属会員企業のみ閲覧可能】

問6. 知的財産教育を実施している対象者について (P.15~P.16)

答6-1. 知的財産教育を実施している対象者について (複数回答あり)

No.	知的財産教育を実施している対象者	回答数
1	知的財産担当者	19
2	開発担当者	20
3	設計担当者	13
4	新入社員	20
5	人事・教育担当者	2
6	その他	6
	合 計	80

知的財産教育の対象者は多岐にわたる。多い対象者としては、開発担当者20社、新入社員20社、知的財産担当者19社、設計担当者13社である。  
対象者毎の目的・内容・頻度に関しては本アンケート報告書にて後述する **答7. 知的財産教育の各対象者に実施している教育内容 (目的・内容・頻度)** を参照いただきたい。

【(一社)日本工作会工業会所属会員企業のみ閲覧可能】



## 知的財産教育に関するアンケート結果報告

---

問7. 問6で回答いただきたい対象者それぞれに実施されている教育内容の目的・内容・頻度について  
(P.17～P.21)

「2021年度 知的財産教育に関するアンケート報告書」のP.17～P.21を参照ください。

【(一社)日本工作会工業会所属会員企業のみ閲覧可能】

問8. 知的財産教育を発意する部門について (P.22)

答8. 知的財産教育を発意する部門について (複数回答あり)

No.	知的財産教育を実施している対象者	回答数
1	知的財産担当者	27
2	開発担当者	8
3	設計担当者	3
4	人事・教育担当者	6
5	経営層	1
6	その他	0
	合 計	45

【(一社)日本工作会工業会所属会員企業のみ閲覧可能】

問9. 知的財産教育におけるeラーニングの活用について (P.23)

答9. 知的財産教育におけるeラーニングの活用について

No.	知的財産教育におけるeラーニングの活用	回答数
1	eラーニングを活用している	8
2	eラーニングを活用していない	22
3	eラーニングを活用したいが、適切なツールがない	4
	合 計	34

【(一社)日本工作会工業会所属会員企業のみ閲覧可能】

問10. 知的財産権に関する社内教育の管理について (P.24)

答10. 知的財産権に関する社内教育の管理について (研修受講など教育履歴の記録/把握)

No.	知的財産権に関する社内教育の管理	回答数
1	知的財産権に関する教育履歴について管理している	21
2	知的財産権に関する教育履歴については特に管理していない	13
	合 計	34

【(一社)日本工作会工業会所属会員企業のみ閲覧可能】

問11. 被教育者の国内特許事務所への派遣の有無について (P.25)

答11. 被教育者の国内特許事務所への派遣の有無について

No.	被教育者の国内特許事務所への派遣の有無	回答数
1	被教育者を国内特許事務所へ派遣している	0
2	被教育者を国内特許事務所へ派遣していない	34
	合 計	34

【(一社)日本工作会工業会所属会員企業のみ閲覧可能】

問12. 被教育者の海外特許事務所への派遣の有無について (P.26)

問12. 被教育者の海外特許事務所への派遣の有無について

No.	被教育者の海外特許事務所への派遣の有無	回答数
1	被教育者を海外特許事務所へ派遣している	2
2	被教育者を海外特許事務所へ派遣していない	32
	合 計	34

【(一社)日本工作会工業会所属会員企業のみ閲覧可能】

問13. 被教育者の特許調査会社への派遣の有無について (P.27)

答13. 被教育者の特許調査会社への派遣について

No.	被教育者の特許調査会社への派遣の有無	回答数
1	被教育者を特許調査会社へ派遣している	0
2	被教育者を特許調査会社へ派遣していない	34
	合 計	34

【(一社)日本工作会工業会所属会員企業のみ閲覧可能】

問14. 貴社社内における「知的財産管理技能検定」合格者への金銭的支援の有無について  
(P.28～P.29)

答14. 「知的財産管理技能検定」合格者への金銭的支援の有無について (複数回答あり)

No.	「知的財産管理技能検定」合格者への金銭的支援の有無	回答数
1	検定に合格した者に <b>手当</b> を <u>支給している</u>	14
2	検定に合格した者に <b>手当</b> を <u>支給していない</u>	16
3	検定に合格した者に <b>受験費用</b> を <u>支給している</u>	14
4	検定に合格した者に <b>受験費用</b> を <u>支給していない</u>	8
5	検定に合格した者に <b>交通費</b> を <u>支給している</u>	7
6	検定に合格した者に <b>交通費</b> を <u>支給していない</u>	12
	合 計	71

【(一社)日本工作会工業会所属会員企業のみ閲覧可能】

問15. 教育を実施していない理由について（複数回答可）（P.30）

答15. 知的財産教育を実施していない理由について（複数回答あり）

No.	知的財産教育を実施していない理由	回答数
1	知的財産教育の必要性があまりない	5
2	知的財産教育を実施できる人材が社内にはいない	15
3	知的財産教育に関する有効なツールがない	7
4	知的財産教育として何を実施してよいかわからない	9
5	その他	3
	合 計	39

【(一社)日本工作会工業会所属会員企業のみ閲覧可能】

問15. 教育を実施していない理由について（複数回答可）

答15. 知的財産教育を実施していない理由について（複数回答あり）

No.	知的財産教育を実施していない理由	回答数
1	知的財産教育の必要性があまりない	5
2	知的財産教育を実施できる人材が社内 にいない	15
3	知的財産教育に関する有効なツールが ない	7
4	知的財産教育として何を実施してよ いかわからない	9
5	その他	3
合 計		39

教育を実現できる人材は、知的財産管理の実務とともに、知的財産教育を行うことにより育成することが王道であり、教育内容や教材は、アンケート報告書の【添付資料】知的財産教育に関する参考資料（WEBサイト）についてを参照いただきたい。  
また、知的財産教育の必要性があまりないと回答した5社においても、他社で実施している教育をご参考に、必要性を再確認いただければ幸いである。

【(一社)日本工作会工業会所属会員企業のみ閲覧可能】

問16．知財教育の実施について現状お困りの点（P.31～P.32）

答16．知財教育の実施について困っていること等

【教材・ツールについて】

- ・ INPIT（独立行政法人 工業所有権情報・研修館）  
「eラーニングの教材や学習用資料など」（無料、一部ログインする必要あり）  
[https://ipeplat.inpit.go.jp/Elearning/View/Login/P\\_login.aspx](https://ipeplat.inpit.go.jp/Elearning/View/Login/P_login.aspx)
- ・ JMAM（日本能率協会マネジメントセンター）  
「eラーニングライブラリ」（有料）  
[https://www.jmam.co.jp/hrm/elearning\\_lib/](https://www.jmam.co.jp/hrm/elearning_lib/)
- ・ 経済産業省中国経済産業局  
「もうけの花道」（動画）  
<https://www.chugoku.meti.go.jp/ip/>

【(一社)日本工作会工業会所属会員企業のみ閲覧可能】

問16．知財教育の実施について現状お困りの点（P.31～P.32）

答16．知財教育の実施について困っていること等

【教材・ツールについて】

- ・ JIPA（一般社団法人日本知的財産協会）  
（会員専用）

<http://www.jipa.or.jp/index.html>

- ・ INPIT（独立行政法人 工業所有権情報・研修館）  
「特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）講習会」

[https://www.inpit.go.jp/j-platpat\\_info/lecture/index.html](https://www.inpit.go.jp/j-platpat_info/lecture/index.html)

※現在掲載されている募集は受付終了しています。

資料等はダウンロード可能です。

「知的財産人材の育成」

<https://www.inpit.go.jp/jinzai/index.html>

【(一社)日本工作会工業会所属会員企業のみ閲覧可能】

問16．知財教育の実施について現状お困りの点（P.31～P.32）

答16．知財教育の実施について困っていること等

【セミナーについて】

- ・ 発明協会（各地域）
- ・ 日本弁理士会（各支部）
- ・ 大阪工業大学大学院  
「関西知財セミナー」  
<https://www.oit.ac.jp/ip/graduate/>
- ・ その他、弁理士事務所、各自治体等が行っています。

【(一社)日本工作会工業会所属会員企業のみ閲覧可能】



知的財産教育に関するアンケート結果報告

---

ご清聴有難うございました